

**【表紙】**

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年6月24日
【会社名】	トレーダーズホールディングス株式会社
【英訳名】	TRADERS HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 金丸 貴行
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都港区浜松町一丁目10番14号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役会長兼社長 金丸 貴行は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用の責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2020年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、主に当社及び連結子会社3社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。また、その他の連結子会社5社及び持分法適用会社については金額的及び質的影響の重要性を鑑み、項目に応じ必要と判断された事項を全社的な内部統制の評価範囲に含めております。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、連結ベースの営業収益の概ね2/3に達している事業拠点として、連結子会社トレーダーズ証券株式会社及び株式会社ZEエナジーを「重要な事業拠点」に選定しております。

また、重要な事業拠点における、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、トレーディング損益、顧客分別金信託、外国為替差入証拠金、外国為替受入証拠金、完成工事高、完成工事原価、完成工事未収入金、棚卸資産及び仕掛品を抽出し、これらの勘定科目に至る業務プロセスである「外国為替取引（『みんなのFX』）の業務プロセス」及び「バイオマスガス化発電プラント事業の業務プロセス」を評価の対象といたしました。

さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目（金額的重要性があり、かつ質的重要性がある勘定科目）に係る業務プロセスについて、決算・財務報告プロセスの中で評価対象に追加しております。

## 3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

## 4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

## 5【特記事項】

付記すべき事項はありません。